官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七四）　一
〔規　則〕
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則（公正取引委六）　二
○公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則（同七）　三
〔その他告示〕
○中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通八二一）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八二二～八二七、八二九）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八二八）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八三〇）　四
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
令和六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・地域医療機能推進機構）関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

府令

○内閣府令第七十四号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪抑止対策室） **第十八条**　［略］ ２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［３・４　略］ （地域警察指導室） **第十九条**　［略］ ２　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務、同条第二十号に掲げる事務のうち盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二十二条に規定する犯罪の取締りに関する事務及び令第十八条第二十一号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。 ［３・４　略］	（犯罪抑止対策室） **第十八条**　［同上］ ２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［３・４　同上］ （地域警察指導室） **第十九条**　［同上］ ２　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務及び同条第二十号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。 ［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。